まちだ3R賞の賞状贈呈に関する基準

第1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、一般廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用等による減量および適正処理を積極的に行い、かつ組織的に工夫を凝らし取り組んでいる事業所を賞し、それにより、更なる取り組み意欲の喚起を図るとともに、他者にとっての参考情報として広く周知されることで、町田市の一般廃棄物の減量に寄与するため、町田市感謝状及び賞状の贈呈に関する要綱の規定に基づき、市長名をもって行う賞状の贈呈に関する基準を定める。

第2 贈呈対象事業所

賞状の贈呈対象となる事業所は、まちだ3R賞申請書(様式第1号)により申請したもののうち、審査の結果、市長が認めた市内の事業所とする。ただし、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第2条第2項第6号に規定する少量排出事業者は除くものとする。

第3 審查

環境資源部長、環境資源部循環型施設担当部長、環境資源部各課長、広報課長、産業政策課長で組織するまちだ3R賞審査委員会が、立入検査の結果等をもとに審査を行う。

第4 贈呈基準

賞状の贈呈は、次の各号のいずれにも該当する事業所に対して行う。なお、詳細は別に 定める。

- (1) 一般廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用等による減量および適正処理を積極的に行っていること。
 - (2)(1)について、組織的に工夫を凝らし取り組んでいること。
 - (3) その他市長が別に定める要件に適合すること。

第5 公表

市長は、賞状の贈呈を行ったときはこれを公表する。

第6 賞の名称

賞の名称は「まちだ3R賞」とする。

第7 庶務

賞状の贈呈に関する庶務は、環境資源部環境政策課が行うものとする。

附則

この基準は、2018年9月14日から施行する。

この基準は、2022年7月26日から施行する。